

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和8年3月31日 (第1回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	新居浜市 38205
地域名 (地域内農業集落名)	上部西(中萩)地区 ()

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	1.3 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	0 ha
② 田の面積	1.13 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.12 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)区域内の農用地等面積のうち0.05haは農業用倉庫	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

中萩地区は他地区と比較すると、耕地面積が多い地区である。保全管理を続けている農地も一定数あるが、所有者の高齢化が進み、貸付意向の確認も難しい場合がある。そのため、規模拡大意向のある担い手等へ集積が進んでいない。また、所有者が代替わりをすると農業を継続せず、住宅、太陽光施設等の転用が増えている。また、地域によってはイノシシ、サル等の鳥獣被害が深刻である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

中萩地区では地域の農業者と認定農業者等が水稻を基本として、一部農家は露地野菜の栽培を行っていく。水の状況が気候によって左右される場所もあり、野菜を栽培する場合は水稻農家との調整が必要である。定期的に関係者による協議を実施し、中萩地区の農業の将来の在り方を検討していく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
耕作の継続が困難となった農地については、担い手や地域の農業者が可能な範囲で農地の集積・集約化を進めていく。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	100	%	将来の目標とする集積率
			100 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
地域の担い手及び所有者との協議が整った部分については、目標地図を更新し、集団化(集約化)を推進する。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
中萩地区においては、今後法人化を検討している認定農業者が1名おり、地区内で借りられる農地があれば積極的に引き受けていく意向であるため、農業委員・農地利用最適化推進委員と共に所有者の意向を聞き、集積を目指していく。また、それ以外の経営体についても今後も規模拡大予定であるため、地区内の農地を担っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方法
農地貸借が発生した際は、原則として農地バンクに貸し付け、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化していく。
(3)基盤整備事業への取組
治良丸の区画整理については、過去に県へ調査を依頼した際、傾斜がきつく実施できないと回答があり、現時点で中萩地区における大区画化等の大規模整備の要望はないため、老朽化している用排水施設等の改修等の小規模な整備を進め、有効利用を図っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
且の上、治良丸は2～3割しか耕作しておらず、遊休農地が多いが、一方、岸之下は担い手が確保できており、管理もできている状況であるため、地区内の担い手へ集積を中心とし、今後も地域で話し合いながら取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
作業の効率化が期待できる作業は、委託による実施を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

イノシシ等による鳥獣被害が特に深刻であることから、ワイヤーメッシュや電気柵を正しく設置する等、地域ごとに対策を進めていく。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和16年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	A	水稲、野菜	0.28 ha	ha	水稲、野菜	0.28 ha	ha	A	
認農	B	水稲、麦、野菜	0.44 ha	ha	水稲、麦、野菜	0.44 ha	ha	B	
認農	C	水稲、野菜	0.30 ha	ha	水稲、WCS、野菜	0.30 ha	ha	C	
認農	D	水稲	0.28 ha	ha	水稲、野菜	0.28 ha	ha	D	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	4経営体		1.3 ha	0 ha		1.3 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

注2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

注3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

注4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

注5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。